コンプライアンス委員会規程

(目的)

- 第1条 本規程は、本協会の「コンプライアンス規程」に基づき設置されたコンプライア ンス委員会(以下「本委員会」という)の運用について規定する。
 - 2 本委員会は次に掲げる業務を行うことを目的とする。
 - (1)本協会のコンプライアンスの推進に向けた施策について理事会に答申すること (以下「コンプライアンス推進業務」という)
 - (2)法令等違反行為の調査を実施すること(以下「調査業務」という)

(組織)

- 第2条 本委員会は、7名程度の委員で構成し、委員長及び委員は協会の会長が候補者を 選定し、理事会の決議をもって選任される。ただし、本委員会の委員は倫理委員 会の委員と兼務してはならない。
 - 2 委員の任期は選任された時点における理事の任期が満了するまでとする。ただし 委員が理事である場合であって任期満了後に理事として再任された場合、委員と して再任されることを妨げない。
 - 3 委員が理事である場合、辞任、解任又はその他の理由により理事の職務が任期満 了前に終了した場合、当該委員の職務も当然に終了するものとする
 - 4 本委員会の会議の目的事項について、委員長が特別の利害関係を有するときは、 その事項の審議について、他の委員が委員長を代行する。
 - 5 監事は、本委員会に出席して、意見を述べることができる。

(招集)

- 第3条 本委員会は、業務の実施において必要と認められるとき、又は法令等違反行為も しくはそのおそれがあることが発見されたときに、委員長の招集により開催する。
 - 2 本委員会の開催にあたっては、委員長が議長となる。委員長に事故ある時は、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行するものとし、指名した委員がいないときは委員の互選により議長を選出する。
 - 3 本委員会は、全委員の3分の2以上が出席しなければ開くことができない。
 - 4 本委員会は、審議事項の関係者や参考人に対して、委員会への出席を求め、事実 の説明や意見等を聞くことができる。

(決議)

第4条 本委員会の決議の目的である事項は、第2条第1項により選任された委員総数 の過半数の賛成によって決する。

- 2 決議の目的事項について、本委員会に欠席する委員があらかじめ書面又は電磁的 記録により賛成の意思表示をした場合、本委員会において賛成の意思表示があっ たものとみなす。
- 3 決議の目的事項について特別な利害関係を有する委員は、議決に加わることができない。

(コンプライアンス推進業務)

- 第5条 本委員会は、コンプライアンス推進業務として、次に掲げる事項及び理事会から 諮問された事項を審議し理事会に対して答申するものとする。
 - (1)コンプライアンスの推進に関する重要な方針の策定
 - (2)コンプライアンス体制の整備及びコンプライアンスに関する規程案の策定
 - (3)コンプライアンスの啓蒙
 - (4)コンプライアンスについての対応状況の点検
 - (5)その他、コンプライアンスに関し必要な事項

(コンプライアンスの啓蒙)

- 第6条 本委員会は、本協会及び加盟団体の役員、職員、登録者並びにその他の関係者に 対するコンプライアンスの啓蒙に努めるものとする。
 - 2 本委員会は、前項の目的を達成するため、必要に応じて次に定める研修会を定期 的に開催する。
 - (1)コンプライアンスへの関心を高め理解をうながすこと
 - (2)コンプライアンスに関しての正しい知識を付与すること
 - (3)コンプライアンスの実践について動機づけをはかること

(調査業務)

第7条 本委員会は、本協会関係者からコンプライアンス規程第2条に定める法令等違反 行為及びその疑いの通報等があったとき又は自ら法令等違反行為及びその疑い のある行為を知ったときは、直ちに調査の要否を判断のうえ、必要と判断される ときは速やかに事実関係を調査しなくてはならない。

(調査の方法)

- 第8条 本委員会は、調査業務の実施にあたり次に掲げる事項を行うことができる。
 - (1)通報者、被通報者並びに関係者からの聴取
 - (2)関係資料の調査
 - (3)その他必要な調査
 - 2 本協会関係者及び本協会の各部署は、調査業務にあたり、本委員会から協力を求

- められた場合は、これに協力しなければならない。
- 3 本委員会は、本協会関係者に対し、必要となる資料の開示を求めることができる。 開示を求められた者は、第三者に対する守秘義務やその他の理由により、開示に 応じないことにつき合理的な理由があると認められる場合でない限り、本委員会 の求める資料を開示しなければならない。
- 4 本委員会は、前項の資料の開示を受けた場合、秘密や個人情報の取扱いなどに十 分に配慮し、善良なる管理者の注意義務をもってこれを適切に保管管理する。
- 5 本委員会は調査業務にあたり、通報者、被通報者並びに関係者のプライバシーに 十分に配慮するとともに、法令及び内部通報制度運用規程が定めるところに基づ き、通報者等に不利益が及ぶことのないようにしなくてはならない。
- 6 本協会及び本委員会並びに調査業務に携わる者は、通報者等の承諾または法令に 基づく場合等正当な理由がない限り、通報等された内容及び調査で得られた個人 情報を目的外において利用し又は第三者に開示してはならない。

(調査の委託)

- 第9条 本委員会は、調査業務を実施するにあたり、必要と認める場合、加盟団体又は弁護士等の有識者その他適切と認められる者に対し、本規程に定める本委員会の義務と同等の義務を負わせたうえで調査業務の一部を委託しもしくは意見を答申させることができる。
 - 2 本委員会は、調査業務の実施において高度な中立性・公正性・客観性が求められるなど、必要と認める場合、本協会から独立性の高い外部有識者又は外部有識者で構成される第三者委員会(以下「第三者委員会等」という)に調査を委託しもしくは意見を答申させるものとする。
 - 3 前項に定める第三者委員会等は、理事会の同意により設置されるものとし、その 委員の選任は本委員会が行うものとする。
 - 4 本委員会は、第三者委員会等の人選にあたり、本協会又は協会関係者の役員、名 營役員、顧客、友人、家族、その他特別な関係にある者(以前にこれらの関係に あった者を含む)など、利害関係を有する者を選任してはならないものとする。

(報告)

- 第10条 本委員会は、調査の結果、法令等違反行為が確認されたときは、次の事項を直ち に理事会及び監事に報告しなければならない。この場合、必要と認めた場合には 理事会の開催を請求することができる。
 - (1)法令等違反行為の具体的内容
 - (2)法令等違反行為を行った者の氏名・所属または団体名等
 - (3)法令等違反行為が行われた時期

- (4)法令等違反行為が行われた背景、事情
- (5)法令等違反行為に該当すると判断される法令等の根拠
- (6)その他法令等の違反に関すること

(再発防止策の答申)

第11条 本委員会は、調査の結果、法令等違反行為が確認されたときは、速やかに法令等 違反行為等が生じた原因を究明し、理事会に対して是正及び再発防止策について 答申するものとする。

(改廃等)

第12条 本規程の改廃は、コンプライアンス委員会委員長が発議し、理事会の決議によって決定する。

(付則)

1. 本規程は、令和6年2月17日理事会にて改訂、同年4月1日より施行する。